

滝川市 告示第 211-1 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達をする。

令和8年7月15日

北海道滝川市長 前田 康吉



送達すべき書類の名称 令和8年度固定資産税・都市計画税督促状

送達を受けるべき者の氏名又は名称	住所または所在地	通知書番号	期別
太田 安紀		5924	1期

当該書類は、滝川市税務課に保管してあり、申し出によりいつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、この公示から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。